

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二十九日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十九号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係） 一（略） 二 公安職給料表				別表第一（第二条関係） 一（略） 二 公安職給料表			
七級 （略）	職務の級 （略）	基準となる職務 （略）	機関 （略）	職務 （略）	七級 （略）	職務の級 （略）	基準となる職務 （略）
	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務 6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	警察本部 （略）	（略）	一―三十四 （略） 走・爆音 三十五 暴走対策 室長 三十六―四十五 （略）		1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務 6 警察署の特別に困難な業務を行う課長の職務	警察本部 （略）
三十八 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	三十八 （略）	（略）	（略）

附 則

この人事委員会規則は、令和六年八月一日から施行する。